

会報2025年11月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク

[URL](#)

[西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

11月4日(火)掲載



「お知らせ」

- 再 ◇ 【参加案内】産業保健フォーラム 11月14日 名古屋栄 デザインホール
- ◇ 【参加案内】重量物による災害を受けての臨時集会 11月20日 にしん文化会館
残席10 申込締切11月7日
- ◇ 【ご連絡】安全経営あいち賛同書 12月末日までに監督署へ提出ください
- 【12月講習 変更】 保護具着用管理者 変更前12日(金)→変更後12月17日(水)
- ◇ 【1月講習案内】
安全衛生推進者養成 2026年1月22,23日残席25 にしん文化会館3F
この講習受講で①安全経営あいちに賛同できます ②化学物質CDを無料配布

「会報」

- ◇ 最低賃金 賃金課より
- ◇ R07年末安全衛生運動リーフレット 実施要綱
- ◇ 過労死等防止啓発月間 と シンポジウム参加案内
- ◇ 監督署の窓 令和7年度適用促進 加入していますか？労働保険
- ◇ 労災保険 リーフレットと未手続事業一掃強化期間
- ◇ 県下協会合同開催 講習会予定 (R7.11月HP掲載用)
- ◇ 災害統計 ◆年間 愛知県と西尾市 ◆9月単月西尾市

「講習・セミナー」

詳しくは西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

会員無料 外国人材受入れに関する制度と実務対応セミナー 12月10日

会員無料 来期義務化カスハラを含むハラスメントの防止と対応 12月4日

再 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー 申込書

労働法の基礎を学ぶ下記内容で定期的に情勢を確認頂く場として毎年実施しています。
経営者、人事責任者向けで県下10会場で開催中です。＊会員、非会員問わず募集
下記FAXにて申し込みください 定員は70名 申込締切延長11月28日(金)

1. 日時：2025年12月3日(水) 受付13:00 開演13:30 終了16:30

2. 場所：西尾駅前コンベンションホール 2階ホール

西尾労働基準協会 行 FAX(0563)56-0244 2025年 月 日

12月3日労働法セミナーに出席します ＊参加希望の事業所のみ西尾協会までFAXください

事業所

役職・氏名

愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和7年10月15日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。(令和7年12月16日効力発生予定)

- ・ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,175円
- ・ 輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,146円



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 小林局長)

無災害

みんな
で迎える

明るい
新年



あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさ^はと向きあ^るう

その先の新年へ

愛知 Aichi Labour Bureau 安全経営あいち[®]
リスクマネジメントを推進しPQCDRMを身につけてみる。
労働局 & Labour Standards Inspection Office
労働基準監督署



運動期間：2025年12月1日～31日

あいち安全経営本舗[®]
リスクマネジメントを推進しPQCDRMを身につけてみる。

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

しごとより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年11月14日(金)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール

(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

基調講演

雇用社会に蔓延する
ハラスメントの背景に迫る
～新聞記者の視点から～



毎日新聞 社会部記者

とう かい りん さとし

東海林 智氏

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省

後援：愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

愛知会場

プログラム

[愛知労働局からの報告]

「ハラスメント防止対策等について」

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

[基調講演]

「雇用社会に蔓延するハラスメントの背景に迫る ～新聞記者の視点から～」

東海林 智 氏 (毎日新聞 社会部記者)

[企業からの取組み事例発表]

「笑顔で働ける会社を目指して」

春日井製菓株式会社

[過労死遺族の声]

会場のご案内

名古屋市中小企業振興会館 7F メインホール

(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

・地下鉄「吹上」下車 5番出口より徒歩7分 ・市バス「吹上」下車 徒歩5分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

東海林 智 氏

毎日新聞 社会部記者

88年法政大卒、毎日新聞社入社。

社会部、『サンデー毎日』、新潟支局長などを
経て、現在社会部。労働問題や過労死、貧困
問題などをテーマにした取材は20年以上に
及ぶ。近著に「ルポ低賃金」（地平社）がある。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する ☐ に ☒ をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電 話: ☎ 0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

加入していますか？ 労働保険

11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を 1 人でも雇っている事業場は労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます。)

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に災害にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

成立手続きを怠った場合は

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。(労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度)

① 最大 2 年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)

② 以下により、労災保険給付額の 100%又は 40%

(1) 労働保険の加入手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓

事業主が**故意**に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の 100%を事業主から徴収

(2) (1) 以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1 年を経過していた場合

↓

事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の 40%を事業主から徴収

<費用徴収の実施例>

A 社では、いままで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていませんでした。

ところが、先般、従業員 B(賃金日額 1 万円)が、労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

A 社について、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から 1 年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定され、保険給付額の 40%の金額が徴収されることになります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000 円(労働者の賃金日額)×1,000 日分)×40%＝
4,000,000 円

事業主は、正社員、アルバイト、パートなどの労働者を一人でも雇ったら労働保険の加入義務があります。

労働保険の加入手続きには、①事業主が労働基準監督署に直接行う方法と②労働保険事務組合に委託して代わりに行ってもらう方法があります。

労働保険は、労働災害等から大切な労働者・家族を守るだけでなく、会社(事業主)を守る保険でもあります。

労働者を一人でも雇ったら、①労働基準監督署または②労働保険事務組合で加入手続きを行ってください。



ひとくらし・みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安全、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、
事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又は
ハローワークへ ご相談ください。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利。

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表（当協会も主催機関です）

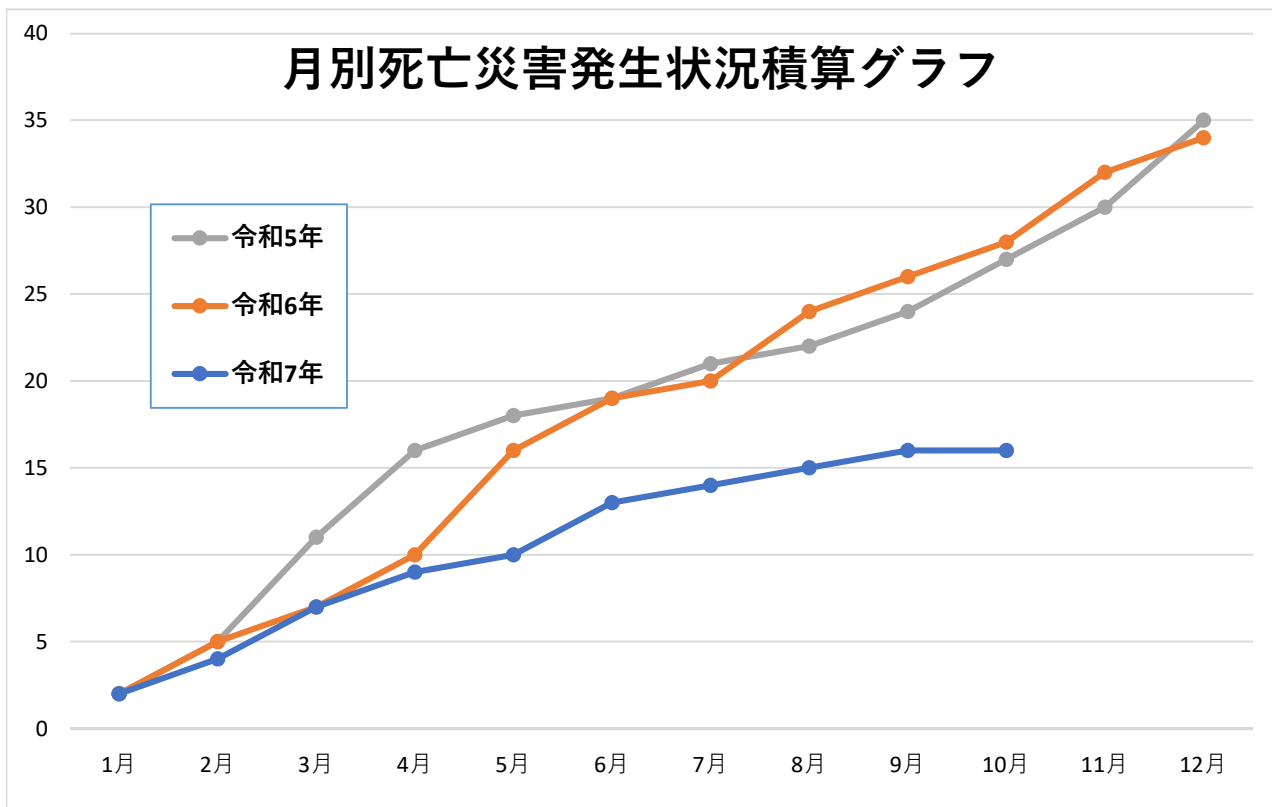
種別	講 習 会 名	URL	11月	12月	1月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01	19	9	8	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02		10		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01	5		14 28	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座(13日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a04	詳細はホームページからご覧ください					名北労働基準協会
	5. 建設業雇用管理者研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08	14	19		無 料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/16ed95b		4		無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 世代間ギャップ解消セミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/1c56ec0	12			無 料		ウィルあいち
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/1a2aee7	18			無 料		中区役所ホール
	4. 就業規則見直し講座	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/bcd5e94		5		13,000	16,000	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31				8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. ダイオキシン類特別教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c34				7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02				6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05	26			6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03			15	6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11	4	1		6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12		9		6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2		8		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. 採用担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d04		4		6,000	7,000	名北労働基準協会
	8. Z世代とのコミュニケーション研修	https://www.meihokurouki.or.jp/			30	6,000	7,000	名北労働基準協会

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年10月7日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製 造 業		6	5 (1)	8 (1)
食 料 品 製 造 業				1
化 学 工 業		1		
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2		
金 属 製 品			1	1
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	2 (1)	3 (1)
そ の 他		1	2	3
建 設 業		2	6 (1)	9 (2)
土 木 工 事 業		1		2 (1)
建 築 工 事 業			3	3
そ の 他		1	3 (1)	4 (1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業		4 (3)	1	3 (1)
商 業		1 (1)	6 (5)	9 (6)
卸 売 業				1
小 売 業		1 (1)	5 (4)	7 (5)
そ の 他			1 (1)	1 (1)
清 掃 ・ と 畜 業		1	1	2
上 記 以 外 の 事 業		2 (1)	2 (1)	3 (1)
合 計		16 (5)	21 (8)	34 (11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケットでつかみ、巻き上げたところ、バケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケットと船倉壁面に挟まれ死亡したものの。
事業場 規模 10～29名		業種 港湾運送業 40代 積み卸し作業者 経歴 1年
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席（高さ約2m）から転落した。
事業場 規模 9名以下		業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経歴 30年
R7.2.4. 2025 16:15	もつれ等 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。
事業場 規模 10～29名		業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転手 経歴 0年
R7.2.6. 2025 12:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したものの。
事業場 規模 9名以下		業種 農業 50代 経歴 年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したものの。
事業場 規模 300～499名		業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経歴 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したものの。
事業場 規模 100～299名		業種 化学工業 10代 製造業 経歴 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
事業場 規模 9名以下		業種 商業 70代 配達員 経歴 15年
R7.4.1. 2025 10:30	2メートル未満からの 階段・さん橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。
事業場 規模 9名以下		業種 清掃・と畜業 70代 清掃員 経歴 7年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
事業場 規模 1000名以上		業種 鉄鋼業 20代 製鉄工、製鋼工 経歴 5年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。
事業場 規模 9名以下		業種 鉄鋼業 60代 作業員 経歴 年
R7.6.8. 2025 9:35	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷室の荷物整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。
事業場 規模 30～49名		業種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経歴 5年
R7.6.23. 2025 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したものの。
事業場 規模 500～999名		業種 パルプ・紙・紙加工品製造業 30代 作業員・技能者 経歴 13年
R7.6.27. 2025 4:00	交通事故(道路) トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したものの。
事業場 規模 9名以下		業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転者 経歴 41年
R7.7.15. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。
事業場 規模 9名以下		業種 道路貨物運送業 40代 トラック運転手 経歴 年

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.8.25. 2025 11:50	感電 電力設備	電気使用設備追加工事の受注にあたって事前確認のため分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電し、死亡したもの。			
		事業場 規模	9名以下	業種 その他の建設業	20代 電気工 経 験 5年
R7.9.27. 2025 12:00	飛来・落下 混合機、粉碎機	破碎機の破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていた破碎機の稼働刃が落下、被災者の下半身に落ち、死亡したもの。			
		事業場 規模	9名以下	業種 一般機械器具製造業	40代 経 験 年

(令和7年9月末現在)

() 内は死亡者数を外数で表す。

() 内は死亡者数を外数で表す。

令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年9月末現在

業 種 \ 年 別		令和7年		令和6年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		42		50		-8	-16.0%
	食 料 品 製 造 業	2		8		-6	-75.0%
	織 維 工 業	4		4		0	0.0%
	鉄 鋼 業	8		5		+3	+60.0%
	金 属 製 品	6		5		+1	+20.0%
	一 般 機 械 器 具	3		3		0	0.0%
	輸 送 機 械 製 造	4		10		-6	-60.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	15		15		0	0.0%
建 設 業		8		10		-2	-20.0%
	土 木 工 事 業	1		5		-4	-80.0%
	建 築 工 事 業	3		4		-1	-25.0%
	そ の 他 の 建 設 業	4		1		+3	+300.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		6		+5	+83.3%
小 売 業		17		14		+3	+21.4%
	新 聞 販 売	3		1		+2	+200.0%
	そ の 他 の 小 売 業	14		13		+1	+7.7%
通 信 業		4		3		+1	+33.3%
社 会 福 祉 施 設		6		7		-1	-14.3%
飲 食 店		4		3		+1	+33.3%
清 掃 ・ と 畜 業		3		4		-1	-25.0%
上 記 以 外 の 事 業		18		16		+2	+12.5%
合 計		113	0	113	0	0	0.0%

※ 死亡者数は内数